

埼玉県県土・都市整備部発注建設工事における三者会議の試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県県土整備部及び都市整備部が発注する建設工事において、設計者、施工者及び発注者が各種情報を共有し、設計意図を詳細に伝達することにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図ることを目的とし実施する会議（以下、「三者会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 業務委託による設計成果を有する工事で、原則、以下のいずれかに該当する工事を対象とする。

ただし、三者会議の導入効果が少ない工事と判断されたものは除く。

- (1) 構造計算を伴う重要構造物（橋梁等）を含む工事
- (2) 設計条件で不確定な要素を有している工事
- (3) 複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）
- (4) 作業工程に制約のある工事
- (5) その他、設計者または発注者が必要とする工事

なお、工事発注後に施工者からの申し出があった場合については、協議のうえ、発注者が必要性を判断し、実施することができるものとする。

(会議の構成員)

第3条 三者会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) **設計者**：当該工事に係る詳細設計等（調査解析を含む）を実施した各コンサルタントの管理技術者、担当技術者、または設計・施工条件等を説明できる者
- (2) **施工者**：現場代理人、監理技術者（主任技術者）、なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる
- (3) **発注者**：総括監督員、担当監督員、または総括監督員が指名した者

(三者会議の協議の対象とする事項)

第4条 三者会議の協議の対象とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 埼玉県建設工事標準請負契約約款第18条（条件変更等）に関する事項
- (3) 埼玉県土木工事共通仕様書1-1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項
- (4) その他、設計・施工に関する事項

(当該工事の特記仕様書への明示)

第5条 発注者は、対象とする工事について、特記仕様書（別紙－1）によって三者会議の開催を明示する。

(設計者への三者会議の開催に係る工事情報の提供)

第6条 発注者は、当該工事に関係する設計者に対し、三者会議の対象とすること及び工事発注時期等の情報を提供するものとする。

(施工者の対応)

第7条 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案に際しての疑問点及び確認を要する事項等を整理して、別紙（様式－1）「工事着手前質疑書」を作成し、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督員に報告するものとする。

(三者会議の実施)

第8条 三者会議は、以下により実施することとする。

(1) 開催時期

三者会議は工事着手前の施工計画書の提出前に開催するものとし、発注者は、開催時期を調整したうえで会議を開催するものとする。

また、発注者は、施工者から報告を受けた照査結果や疑問点等について、内容を確認し、設計成果に関するものは事前に設計者にその内容を伝えるものとする。

なお、施工条件の変化等の問題が発生した場合には、三者の協議により複数回開催することができるものとする。

(2) 三者会議の運営

① 三者会議の進行は、発注者が行う。また、発注者は、事業目的及び協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行うものとする。

② 施工者は、設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関すること、及び新技術の提案等の説明を行うものとする。

③ 設計者は、当該工事に係る詳細設計報告書等により設計意図や施工上の留意点を説明するとともに設計成果に関する質問に回答するものとする。

④ 協議した内容などの確認は、別紙（様式－1）「工事着手前質疑書」により行うものとする。

(設計変更の対応)

第9条 三者会議で確認された事項で、設計変更を要するものについては、「埼玉県建設

工事標準請負契約約款」及び「埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款」に基づき、設計者、施工者及び発注者の三者においてその責任範囲を明確にするものとする。

(設計者との契約等)

第10条 発注者は、三者会議に参加する設計者と委託契約を締結するものとする（別紙一2による）。

なお、三者会議に使用する資料等は設計者または施工者が用意するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

工事発注時の特記仕様書記載例

（三者会議の開催）

第〇〇条 本工事は、工事着手前に当該工事の請負者、その設計を担当したコンサルタント及び発注者が、各種情報を共有し、設計意図を詳細に伝達することにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図ることを目的とした「三者会議」を開催する対象工事である。

「三者会議」に出席する設計者への費用負担について

1. 負担方法

三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

- ・施工者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。
- ・設計者に対する費用：原則、委託業務（随意契約）として取り扱うこととし、積算方法は2による。

2. 積算方法

①当初積算時に、1回分を計上する。

②打合せに要する費用の積算

1回あたり主任技師0.5人と技師(A)0.5人を標準とし計上するものとする。

その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

③旅費交通費の積算

土木設計業務等積算基準によるものとする。

④その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

3. 委託件名について

委託件名については、「〇〇工事設計内容確認業務委託」とする。

「三者会議」実施フロー

